

新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱について

- 1 日本政府が新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく「指定感染症」に指定したことにより、コロナウイルス患者とみなされた外国籍の方は、出入国管理及び難民認定法により、日本への上陸が拒否されます。
なお、新型コロナウイルスが検疫法の「検疫感染症」に指定されたことを受け、施行日以降、検疫官は、感染が疑われる者に対して診察・検査を命じることが可能となり、査証の発給を受けた方であっても、例外とはなりません。
- 2 令和2年2月12日、日本政府は当面の間、以下に該当する方は、特段の事情がない限り、日本に入国することができないことを決定しました。
 - 本邦への上陸の申請日前14日以内に中国湖北省又は浙江省における滞在歴がある外国籍の方
 - 湖北省又は浙江省において発行された中国旅券を所持する外国籍の方
 - 本邦の港への入港目的をもって航行し、船内で新型コロナウイルス感染症発生のおそれがある旅客船に乗船する外国籍の方
- 3 全ての査証申請人は申請時に下記の質問票の提出を求められます。
 - (1) 同質問票において「本邦到着予定日前14日以内に中国湖北省又は浙江省に滞在することになる」にチェックのある方の申請は受理できません。
 - (2) 湖北省又は浙江省において発行された中国旅券を所持する方の申請については、特段の事情が無い限り原則受理できません。
- 4 既に有効な査証を所持する方でも、上記1、2に該当する方は、本邦に入国できないこととなります。

質 問 票

氏 名 _____

性 別 _____

生年月日 _____

国 籍 _____

旅券番号 _____

以下の質問に答えて、該当欄□に✓（チェック）を記入して下さい。

質問 1

訪日予定日前 14 日以内に、中国湖北省または浙江省に滞在していましたか。

滞在していた 滞在していない

質問 2

査証発給後、訪日予定日前 14 日以内に、中国湖北省または浙江省に滞在する予定がありますか。

予定がある 予定がない

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請人署名 _____